

広島県告示第四百五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成二十八年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一起業者の名称

広島市

事業の種類

岡田運動広場（仮称）整備事業及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事

起業地

広島県広島市安佐北区安佐町大字筒瀬字大高路、字越道、字和佐田及び字岡田並びに
大字後山字猿押地内

使用の部分

なし

事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

岡田運動広場（仮称）整備事業及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事（以下「本件事業」という。）は、少年野球に特化した野球場施設を整備しようとするものである。

本件事業のうち、岡田運動広場（仮称）整備事業（以下「本体事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する運動場に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う調整池の設置工事は、法第三条第三十五号に掲げる事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される市道の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第四号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがつて、本件事業は法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である広島市は地方公共団体であり、本件事業に係る財源措置を講じている。また、広島市は本体事業について、施設の設置及び管理に関する条例を制定する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業は、少年野球に特化した野球場施設を広島市安佐北区安佐町大字筒瀬地区へ整備するものである。

広島市は、スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）に基づき、広島市ス

スポーツ振興計画（平成二十三年三月）（以下「スポーツ振興計画」という。）を策定しており、その施策として、広島市スポーツ少年団や広島市小学生体育連盟の活動への支援を行っている。

広島市スポーツ少年団の代表的な競技種目の一つである軟式野球については、現在、「公益財団法人全日本軟式野球連盟（学童部）」に四十二チーム、七百三十八人が登録している。

中でも、安佐南区及び安佐北区は、両区で二十チーム、三百四十六人が登録しており、市内でも少年野球が盛んに行われている地区である。

しかしながら、安佐南区及び安佐北区で試合や練習に利用できるグラウンド七箇所のうち、四箇所のグラウンドは、利用チームが多く学校休業日の利用が毎回抽選となつてている。また、先着順に利用を受け付けているグラウンドについても、中高生や大学生、社会人との競合が生じている状態である。

さらには、七箇所のグラウンドのうち、五箇所が河川敷を利用したグラウンドであるため、河川の増水等の気象条件に左右されやすく、平成二十六年八月豪雨災害の際には、二箇所の河川敷グラウンドが約半年間利用不可能となるなど、利用に支障をきたしている。

本件事業の施行により、年間を通じて少年野球チームの利用が可能となるグラウンドが確保されることとなり、中高生や大学生、社会人とも競合することなく試合や練習を行える環境が整備されることとなる。

また、軟式野球だけでなく、硬式野球にも対応した野球場施設として整備することにより、広島市内の硬式少年野球チームに所属する小学生についても、試合や練習の場所を確保しやすい環境が整備されることとなり、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の振興を促進することとなる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

他方、本件事業の起業地内の土地には、文化財保護法（昭和二十五年法律二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地について、起業者が保護のため特別な措置を講すべき文化財は見受けられない。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく動植物について、起業者が「広島県の絶滅のおそれのある野生生物（第三版）」を基に検討を行った結果、それらの存在は確認されていないことながら、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上のことから、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) また、本件事業の位置の選定については、安佐北区安佐町筒瀬案（以下「申請案」という。）のほか、安佐南区沼田町阿戸案及び安佐北区口田南案の三案で検討が行われ

れている。申請案と他の二案を比較すると、利便性に優れ事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的と認められる。

さらに、本件事業の施行に伴う附帯工事及び市道付替工事の事業計画についても施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

(三) 以上のことから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 3-(1)で述べたように、少年野球が盛んに行われている地区である安佐南区及び安佐北区において、グラウンドの確保が難しい状況となつてている。本件事業の実施により、少年野球チームの試合や練習が円滑に行われる環境が整備されることとなる。

また、スポーツ振興計画の施策の一つに、「スポーツ・レクリエーション活動の場の整備・充実」を位置付けており、この施策の具体的な取組として、少年硬式野球を行うことのできる施設整備を掲げており、本件事業の施行は地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の振興を促進すると認められる。

さらに、広島市軟式野球連盟から、広島市安佐北区内への少年野球場の整備に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。

(三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

(四) したがつて、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

広島市安佐北区役所市民部区政調整課